

ひたちなか市部活動の活動方針

ひたちなか市教育委員会

1 市部活動方針策定の趣旨

国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月 スポーツ庁)」並びに、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月) 文化庁」及び県の「茨城県部活動の運営方針(令和元年7月 茨城県教育委員会)」に則り策定(令和元年9月)した。

ひたちなか市の中学校の部活動を対象とし、以下の点を重視して、生徒にとって望ましい環境を構築する。

- バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

2 市部活動方針の主な内容

- (1) 学校教育の一環としての部活動
学校全体の教育活動として、全職員共通理解のもと、部活動の運営を図っていく。
- (2) 適切な運営のための体制整備
 - ① 部活動の方針の策定等
 - ・校長は、「ひたちなか市部活動の活動方針」に則り、毎年度4月末日までに、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
 - ・部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所・休養日及び大会等の参加日等)を作成し、各学校で定められた日までに、校長に提出する。
 - ② 指導・運営に係る体制の構築
 - ・部活動の運営を協議する校内組織体制として、「部活動運営委員会(仮称)」等を設置する。
 - ・校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、生徒及び部活動顧問の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上(平日は1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日)を休養日とする。
- 土曜日及び日曜日に大会等の参加で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 学校閉庁日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日)は、休養日とする。
※学校の実態を踏まえ、定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。

4 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、中学校では、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 長期休業中の活動時間は、休業日に準じて3時間程度とする。

5 夏季休業中の活動日数

- 夏季休業中の活動日数は20日以内とする。
※週当たり2日以上 of 休養日を設定する。

6 朝の活動

- 原則として朝の活動は行わない。

7 学校単位で参加する大会等への参加

- 運動部活動における総合体育大会・新人体育大会を含め、参加する大会については、1か月当たり1大会程度とする。
- 文化部活動における地域からの要請による地域の行事・催し物への参加については、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮し、運動部活動に準じた扱いとする。

8 熱中症の事故の防止

- 熱中症の事故防止のため、こまめな水分・塩分の補給等、生徒の健康管理に努める。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等にも十分留意し、活動の中止や延期の対応を検討する。特に、暑さ指数が31℃以上の場合、屋外の活動は行わない対応をする。